

徳島県高校教育改革推進計画

平成14年2月15日

徳島県教育委員会

目 次

高校教育改革の基本方針	1
1 多様な学びを可能にする特色ある学校づくり	2
2 生き生きとした学びを可能にする魅力ある学校づくり	7
3 地域に根ざした、地域が育てる学校づくり	10
4 自らの適性・進路希望等に応じた学校選択システムの確立	13
5 教育諸条件の整備	18
推進計画の具体化に向けた取り組み	21

【参考資料】

1 特色ある学校づくり	22
2 主な高校再編・学科再編	26
3 新しい入学者選抜方法	27
4 新しい通学区域	28
【用語説明】	29

高校教育改革の基本方針

(1) 高校教育改革の目標

豊かな心を育み，生涯にわたる「学び」を実現する教育の創造を基本目標とする徳島県教育振興基本構想に基づき，すべての高校生が誇りをもって生き生きとした高校生活を送ることのできる学校づくりや社会の変化に対応した多様な高校教育の実現を図る。

そのために，生徒一人ひとりの能力・適性，興味・関心，進路の希望などを生かし，社会の変化に対応した教育システムを構築する。

(2) 高校教育改革の背景

国際化，情報化，少子・高齢化など社会環境のめまぐるしい変化
高校進学率の上昇や社会環境の変化などによる生徒のニーズの多様化
不登校・中途退学，高校の序列化などの教育課題
生徒数の急激な減少

(3) 高校教育改革推進の基本姿勢

生徒の視点に立った教育システムを追求する。

各学校とともに改革を推進する。

幅広い県民の意見を踏まえ，県民とともに改革を推進する。

中長期的な視点からバランスのとれた改革を推進する。

今後の生徒のニーズや社会の変化などを見守りながら，よりよい教育システム構築に向けて不断の努力をする。

生徒・保護者・県民が必要とする教育改革情報を必要なときに得られるよう積極的に情報提供を行う。

(4) 高校教育改革の推進期間

推進の期間は，平成14年度から平成21年度までとし，平成17年度までを前期，それ以降を後期とする。

個別事項の実施時期については，できる限り目標年次を明示する。

1 多様な学びを可能にする特色ある学校づくり

(1) めざす高校像

学科のもつ基本的な特長を生かしつつ、それぞれの高校が創意工夫と切磋琢磨を通じて、生徒たちが誇りを持って通える学校づくり～「行ける学校」から「行きたい学校」～を行う。

普通科高校の基本的な方向

普通科高校では、

ア 普通科においては、教育内容を生徒の多様なニーズに対応したものとすると同時に、生徒一人ひとりの能力を十分に伸長し、個々の進路希望にも応えるために様々な教育の制度や教育方法を採用することにより、教育課程に一層の工夫を行う。

イ 約98%という高校進学率と生徒の普通科志向を踏まえながら、適正規模の高校を県下の地域別の生徒数、交通事情、地理的状况等を総合的に勘案し、適正配置する。

こうした適正規模・適正配置の高校をその特色に応じて複数校選択できるようにするとともに、できるだけ身近な高校に進みたいという希望もかなえられるよう配慮すべきである。

専門高校の基本的な方向

専門高校では、

ア 科学技術の高度化など社会や産業の変化に柔軟に対応できる人材を育成する。

イ 特に、商業、工業、農林水産系高校においては、ハード・ソフト両面での整備を行うため、拠点校整備を核にした抜本的な高校再編・学科再編を行う必要がある。

ウ さらに、芸術科などの普通科系の専門学科においては、その専門性も考慮し、学校設定科目の採用など教育内容の充実を行う。

エ 大学の関連学部等への進学にも十分対応できるような教育課程の工夫や学習方法を導入する。

オ 大学との連携はもとより，企業との連携による民間活力を生かした学校運営を行う。

総合学科高校の基本的な方向

総合学科高校では，

- ア 「産業社会と人間」などの科目の履修を通して，生徒自らが主体的に学習に取り組む意欲や態度を育成する。
- イ 既設校を充実させるとともに，生徒の学習ニーズや地域の実情を考慮しながら複数校を設置する。
- ウ 学習内容については，今日的課題に対応した内容や地域の特性を生かした内容等，幅広い分野にわたって設定する。

定時制通信制高校の基本的な方向

定時制通信制高校では，

- ア 昼夜間定通独立校としての徳島中央高等学校については，次の観点から抜本的な改革を行う。
 - (ア) 弾力的な履修形態を最大限活用し，生徒の多様なニーズに対応する。
 - (イ) 生涯学習の中心的な場として，教育内容の充実を行う。
- イ 併設型の定時制高校については，徳島中央高等学校との併修による連携などを図りながら，教育内容の充実を行う。

(2) 新しいタイプの学校づくり

総合学科高校の設置

本県では平成9年度に初めて城西高等学校総合学科を設置し，4系列開設している。

同校については，今後，農業学科全体の再編を進める中で，併設している農業科学類を総合学科系列に改編するなど，総合学科高校として一層の充実を図る。

また，新野高等学校及び鳴門第一高等学校を前期を目途に総合学科高校に再編する。

その際，社会の変化や生徒の多様な学習ニーズに対応できる系列を設置することとし，国際理解・人文，情報・理数，健康・スポーツ，福祉など

の系列について幅広く検討する。

単位制高校の設置

徳島県における単位制の導入

- ・平成 9 年度 城西高等学校 総合学科
- ・平成 10 年度 徳島中央高等学校 定時制（昼間部・夜間部）
と通信制
- ・平成 12 年度 穴吹高等学校 全日制普通科
- ・平成 16 年度（予定） 富岡西高等学校 全日制普通科

単位制については、今後、昼夜間定通独立校や全ての総合学科高校に導入を図るとともに、普通科高校においても、前期・後期を通じて4校程度に導入する。

中高一貫教育校の設置

これまでの中学校・高等学校に加え、生徒や保護者が6年間の一貫教育も選択可能とすることにより、本県における中等教育の一層の多様化を図り、生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現をめざし、平成13年度より連携型中高一貫教育を県下2地域（那賀地域、阿波・市場地域）で導入した。

さらに、県下の生徒や保護者に中高一貫教育への選択幅を広げるとともに、効果的に6年間一貫した計画的・継続的な教育活動を実施するため、平成16年度を目途に、城ノ内高等学校に併設型中高一貫教育を導入する。

総合型専門高校の設置

国際化、情報化などの様々な社会の変化や、科学技術の高度化・複合化に対応できる人材を育てるため、徳島工業高等学校、徳島東工業高等学校及び水産高等学校を統合し、総合技術高校（仮称）を後期に設置する。

また、貞光工業高等学校と美馬商業高等学校については、将来における総合型専門高校としての発展的統合も視野に入れつつ、学校間連携による両校の活性化を図る。

昼夜間定通独立校の設置

今後ますます多様化が進む生徒のニーズに対応するため、徳島中央高等学校を抜本的に見直し、履修形態の一層の弾力化や生涯学習機能の強化を図り、だれでもいつでもどこでも学べる昼夜間定通独立校を後期に整備する。

その他の新しいタイプの高校等の検討

中長期的展望の中で、例えば、上級の職業資格等の取得を目指す専攻科、IT技術を活用した遠隔授業などについて、その導入の可能性も含め調査研究を行う。

(3) 特色ある学校づくり

【別紙1参照】

普通科では、生徒の多様な能力・適性、興味・関心、進路の希望等に対応し、その個性の伸長を最大限に図るため、教育の制度・教育方法・教育内容などで教育課程の工夫を行い特色づくりを進めていく。

その際、徳島市に近接する高校など、共通の課題を持つ高校が連携して、課題解決に向け検討を行い、新たな教育の制度や教育方法などの導入により活性化を図る。

専門学科・総合学科では、それぞれの学科の特長や学校の個性を生かして特色づくりを進めていく。

特に、その専門性を生かした学校間連携の積極的な導入をはじめ、インターンシップの充実、学校外における学修の単位認定の拡充、選択科目の設定等、教育課程の工夫により特色ある学校づくりを行う。

また、各高校の特色ある学校づくりへの取り組みを支援するため、引き続き「特色ある学校づくり実践事業（重点事業）」を実施する。

なお、特色ある学校づくりを進めるため、次のような観点から教育内容や教育方法の改善を図るものとする。

- ア 生徒の多様なニーズに応えることができる多様な科目を開設する。
- イ 生徒一人ひとりの能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた弾力的な教育課程の編成等によりきめ細かな指導を図る。
- ウ 生徒の自己実現を支援するために、ガイダンス機能やインターンシップ（就業体験）の充実を図る。

エ 生徒の多様な学習意欲に対応し，選択幅を拡大するために，高校間の連携，大学（専門学校等）や企業との連携を積極的に推進する。

2 生き生きとした学びを可能にする魅力ある学校づくり

(1) 学校の適正規模及び適正配置

適正規模

多様な教育の展開や，学校行事，部活動など高校としての良好な教育条件を確保し，各学校が活力ある教育活動を展開するためには，一定の学校規模が必要である。

このことを踏まえ，本校としての適正規模を1学年4学級から8学級(1学級40名)とし，その最低規模は定員が240名を下らないものとする。

適正配置

高校の配置については，統合による学校規模の適正化を図りながら，今後の中学校卒業生数の動向，地理的条件や交通事情，さらには学科の適正配置の観点を持ちつつ，適切に高校を配置する必要がある。

統合基準

ア 生徒数の減少により小規模化している高校については，地元の中学校との連携や地域の教育力の活用，近隣の高校との学校間連携等を行いながら活性化に努めることとするが，今後，本校の入学者が1学年80名を2年連続して維持できない場合は，統合を検討する。

なお，既に1学年80名を下回っている高校については再編整備を進める。

イ 統合に伴い地域から高校がなくなり，通学距離，通学時間などからみて，他の高校に通学することが著しく困難な生徒が多数生じるなどの場合には，生徒の進学希望や高校に対する地元の支援等を前提に，一定期間分校として維持する。

ウ 分校については，入学者が1学年30名を2年連続して維持できなく，その後も生徒数の増加が見込めない場合は，原則として翌年から募集を停止する。

エ 既に方針を明らかにしているへき地分校については，平成 15 年度までの間に募集を停止する。

オ 再編に当たっては関係機関や関係者に説明し，理解・協力が得られるように努める。

(2) 生徒のニーズに応じた，魅力ある学校づくりのための再編整備

【別紙 2 参照】

普通科の再編整備

普通科高校については，適正規模を確保するため，県下における適正配置に配慮しながら再編整備をする。

また，生徒の多様な能力・資質等の伸長を図るため，特色ある学校づくりとしての単位制高校や中高一貫教育校などについて，全県的な視野から整備を進める。

なお，県立普通科高校の本校数については，現在の 24 校から 20 校程度に再編する。

専門学科の再編整備

県下における適正配置に配慮しながら，専門学科としての学校機能の高度化を図るため，最新の施設設備や教育課程等が整った拠点校整備を核に再編する。

ア 農業科

農業科については，農業科単独校である阿波農業高等学校を中心に各農業科のネットワーク化を推進するとともに，再編整備を進め，農業科全体としての活性化に取り組む。

その際，農業大学校との一貫した農業教育システムの構築も視野に入れた検討を進める。

イ 工業科

工業科については，徳島市内に新設する総合技術高校（仮称）と貞光工業高等学校を拠点校とする。

総合技術高校（仮称）は，徳島工業高等学校，徳島東工業高等学校及び水産高等学校を統合し，技術革新に対応した総合型専門高校として整備する。

貞光工業高等学校については，時代の変化に対応できる学科（環境システムや情報システムなど）の設置を行うとともに，美馬商業高等学校との連携による活性化を図る。

また，阿南工業高等学校については，生徒数の減少を踏まえ，社会の変化や生徒のニーズに対応するための再編を検討する。

なお，鳴門工業高等学校については，設置者である鳴門市の意向を踏まえながら再編も含め協議する。

ウ 商業科

商業科については，徳島商業高等学校と鴨島商業高等学校を拠点校とする。

拠点校については，現在の激しい経済社会の変化や産業界の動向に対応できるよう総合選択制などの導入とともに，教育内容においても国際ビジネスや情報ビジネス分野について充実を図る。

穴喰商業高等学校については，海部郡内高校のあり方を検討する中で，抜本的な再編を進める。

三好高等学校のビジネス類型についても，生徒数の減少を踏まえた再編を進める。

エ その他の学科

水産高等学校については，生徒のニーズや進路状況等を踏まえ，総合技術高校（仮称）へ統合する。

小松島西高等学校家庭科，名西高等学校芸術科，富岡東高等学校厚生科については，引き続き内容を充実し活性化を図ることとするが，西部地域における看護婦養成校については，需給見通しや生徒の進学希望等を踏まえ検討する。

体育科については，生徒のニーズや進路等を踏まえ，普通科のコースや総合学科における系列等を含めた設置について検討する。

3 地域に根ざした，地域が育てる学校づくり

(1) 地域の小中学校・住民と力を合わせた学校づくり

地域に支えられ，地域に開かれた学校づくりを推進するため，各高校を単位とする「マイスクール推進委員会（仮称）」を設置する。

< マイスクール推進委員会（仮称）の設置 >

ア 対象校

平成14年度のモデル校での実践研究の成果を踏まえ，平成15年度から順次拡大

イ 構成

地域の小・中学校の教職員及び保護者，市町村教育委員会，地域の代表者，当該高校教職員，保護者及び生徒等

ウ 活動内容

- (ア) 地域の教育力の活用など高校の活性化策に関すること
- (イ) 小・中・高等学校間の教職員や生徒・保護者等の交流に関すること
- (ウ) その他教育活動の支援に関すること等

(2) 地域の教育力を活用した学校づくり

地域の優れた教育資源の活用

社会人の持つ優れた知識や実務経験を教育活動に生かすことで，生徒の知識や技術の深化を図るとともに，将来の進路選択等への問題意識を高める。

また，地域の行政機関や民間企業等の理解と協力の中で，それらが有する施設・設備の活用による授業内容の高度化等に努める。

ア 「社会人講師制度」及び「県立学校外部講師招へい事業」を充実する。

イ 地域の人材による学校ボランティア活動を通して，部活動を含め教育全般の活性化を図る。

ウ 地域の小・中・高等学校，地元市町村，民間企業などが有する施設等の相互利用を検討する。

「地域講座」の開設と単位認定

地域に対する理解を深めるため、地域の優れた人材の参画により、地域の歴史・文化などの「地域講座」を開設し、単位認定する。

(3) 地域に開かれた学校づくり

学校評議員制度の導入

学校の説明責任を果たし、保護者や地域住民等の意向を学校運営に反映させるシステムである学校評議員制度を、現在の6校から順次拡大し、早期に全高校に設置する。

学校施設の開放

学校の安全管理や日常の教育活動に支障を生じない範囲で、グラウンド、体育館等の学校施設を地域住民に開放し、県民に対し必要な活動の場を提供する。

ア 休日等で教育活動に支障のない場合、グラウンドや体育館などではできる限り開放する。

イ 既存の図書室、コンピューター室、実習室などについても、各学校の状況を考慮しながら施設開放の在り方を検討する。

ウ 今後、校舎改築にあたっては、地域に開かれた学校づくりや生涯学習の観点から、地元住民が積極的に施設利用ができるように整備する。

学校開放講座の充実と地域住民の授業聴講制度の研究

地域住民等に対する学習機会の提供のため、高校における学校開放講座の充実を図る。

また、地域住民等による特定科目の授業聴講制度の導入について、調査研究する。

学校の教育方針・内容のインターネット等を活用した積極的情報提供

開かれた学校づくりでは、学校の教育方針・内容や運営状況を保護者や地域の人々に伝えて理解を得ていくことが求められる。

このため、学校に関する情報を保護者や地域に積極的に発信していくため、インターネットや印刷物等を活用した情報提供を行う。

- ア 各校の広報紙やPTA新聞など通して、学校の教育方針や教育内容を保護者や地域に分かりやすく提供する。
- イ 全ての高校がホームページを平成15年度までに開設し、きめ細かな学校情報を提供するとともに、併せて「学校長への提言ボックス」の設置等を通じ、住民の声を学校運営に生かす。
- ウ 各高校の状況を中学生が理解できるよう、平成15年度までに、全高校において体験入学、授業参観等が実施できる体制を整備する。

4 自らの適性・進路希望等に応じた学校選択システムの確立

(1) 募集定員設定の検討

公私の役割分担

募集定員の設定に当たっては、公私のそれぞれの特色を生かし、生徒の進学希望に配慮しながら、県全体として適切な定員を確保することが重要である。

普通科・専門学科・総合学科の定員の割合

今後は、定員の割合を固定的に考えるのではなく、社会の変化や生徒のニーズに基づく中長期的な視点からの高校再編・学科再編を進める中で、柔軟に対処していくことが必要である。

募集定員の設定

教育諸条件の整備には一定期間を要することから、各学校の募集定員の急激な変更は困難であるが、改革の趣旨に沿った募集定員の設定を行うものとする。

(2) 入学者選抜方法の改善

【別紙3参照】

基本的な考え方

今後の高校教育のあるべき姿を踏まえ、高校進学希望者の主体性にも十分配慮しながら、多様な能力・適性などを多面的に評価しうるよう選抜方法の多様化、評価尺度の多元化を図る。

また、学校・学科の特色にふさわしい生徒の入学を促進するため、各学校の判断で創意工夫できる入試を実施するものとする。

なお、新たな選抜方法については、平成16年度入試から実施する。

受験機会の複数化

学校選択の機会を拡充し、主体的な進路選択を促進するため、前期選抜、後期選抜を実施し、受験機会の複数化を図る。

ア 前期選抜

学校・学科の特色に応じ、志願してほしい生徒像等を明らかにするとともに、作文、面接、自己表現、学校指定教科の検査を適切に組み合わせた学校独自の選抜を実施する。

イ 後期選抜

学力検査を用いた選抜を行う。

なお、二次募集は実施するが、推薦入学者選抜は廃止するものとする。

進路指導の改善と入試情報の適切な提供

ア 中学校においては、各高校の教育内容等の特色を踏まえ、生徒が自らの生き方を考え、目的意識を持って主体的に進路を選択・決定できるような進路指導に努める。

イ 高校においては、中学校との間でより緊密な連絡協議を行うとともに、入試情報などを積極的に中学生、保護者に提供する。

(3) 通学区域のあり方について

【別紙 4 参照】

基本的な考え方

通学区域については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律による定めが削除され、設置者の主体的判断に委ねられることとなった。

本県の普通科の通学区域については、学校選択の自由を確保する観点から1通学区域を望む声があるものの、学校間格差の拡大、不本意入学の増加、受験競争の激化などを懸念する意見も多く出されている。

本来、通学区域については、交通機関の整備状況や私立高校の設置状況、特定校への志願集中の状況などの教育課題や教育を取り巻く環境に配慮しながら決定すべきものとする。

普通科の通学区域

通学区域に関する公聴会や県民意見募集では、学校選択の自由を最大限に保障する観点から通学区域を撤廃すべきであるという意見と、徳島市へ

の一極集中の緩和や地元高校の育成を図るため通学区域を設けるべきであるという意見が相半ばしている状況であった。

こうした県民の様々な意見を参考としながら，県議会や公立高等学校入学者選抜制度改善検討委員会での審議も踏まえ，決定した普通科の通学区域は次のとおりである。なお，新たな通学区域については，平成16年度入試より適用する。

ア 通学区域は3通学区域とする。

イ 城ノ内高校の通学区域は全県一区とする。（併設する県立中学校の通学区域も同様とする。）

ウ 学区外入学許容率は8%とする。

エ 当面は，本県の抱える様々な教育課題を解決するため，総合的な施策を行い，教育環境が整った段階で通学区域の再検討を行うものとする。

なお，専門学科や総合学科については，通学区域を全県一区とする。

(4) 総合選抜制度の見直し

基本的な考え方

本県の総合選抜制度は，昭和47年度から導入され，徳島市内普通科高校間の学力による格差の是正において成果をあげてきた。

しかしながら，総合選抜制度は，生徒が自分の個性を生かせる学校や行きたいと願っている学校に必ずしも進学できない面や，入学後の各校の教育課程等において同等の教育を用意することが求められることから各学校の創意工夫による特色ある教育活動を制約している面もみられる。

そこで，生徒が自己の能力・適性，進路希望等をもとに，各学校の特色や教育活動を評価した上で主体的に志願校を選べるよう，平成16年度入試から総合選抜制度を廃止する。

総合選抜制度廃止後の取扱い

ア 現在の総合選抜校はそれぞれ各校単独に選抜する。

イ 城ノ内高校を除く総合選抜校5校は，第3学区に属するものとする。

総合選抜制度廃止に際しての条件整備

- ア 新しいタイプの高校づくり，特色あるコースの設置など，特色ある学校づくりを推進する。
- イ 高校は，志願してほしい生徒像や学校の教育方針を明確にし，生徒・保護者に対し，学校選択に必要な情報等を積極的に提供する。
- ウ 中学校は，生徒の自己実現に資する進路指導を更に充実させるとともに，高校との連携を強化する。

(5) 学習希望の変化等に応じた転学・転科制度の弾力化

基本的な考え方

学習意欲を持ちながら，進路意識の変化等に伴い，転入学，編入学あるいは転籍，転科を希望する生徒について，より柔軟な対応を行う。

具体的な内容

次の項目について検討を行い，早期にガイドラインを策定する。

- ア 情報提供体制の充実とアクセス方法の改善
- イ 出願資格の弾力化
- ウ 特別定員枠の設定
- エ 転入学試験及び編入学試験の実施回数及び実施時期
- オ 教育課程上の接続の問題
- カ 転入学や編入学試験に関する手続きの簡素化

(6) 基礎学力定着化の促進

生涯における学びを保障するとともに主体的な進路選択を可能とするためには，選抜方法の多様化，評価尺度の多元化を図る一方，児童生徒の「自ら学び，自ら考える力」を育成し，小・中・高等学校を通じた基礎学力の定着が重要である。

そのため，基礎学力定着化検討委員会において，特に「読・書・算」の定着を図る具体的な施策について検討を行い，その実践化によって基礎学力の向上をめざす。

< 基礎学力定着化検討委員会 >

ア 構成

学識経験者，小・中・高等学校の教職員及び保護者等

イ 検討内容

(ア) 「読・書・算」に焦点を当てた基礎学力の実態把握

(イ) 基礎学力定着に向けた具体策

指導内容，指導方法，指導体制 など

5 教育諸条件の整備

(1) 教職員組織の活性化

学校長の裁量権の拡大

直面する教育諸課題や社会の変化に機敏に対応するためには、学校が自主的に一人ひとりの子どもの状況に応じた教育活動を展開できるような学校運営体制の整備・充実が必要である。

そのため、学校長の強いリーダーシップが発揮できるよう学校長の裁量権の拡大についての具体的な検討を行う。

教職員の資質向上

高校教育改革を実効あるものとするためには、高校はもとより全ての教職員の資質向上・意識改革が不可欠である。

ア 新規教員採用に当たっては、資質・能力をより幅広い角度から判断できるように、採用方法の一層の工夫・改善を行う。

イ 新たな学校づくりにおいて校長の民間人登用を行うとともに、適切な在職期間の確保に努める。

ウ 教職員としての専門性や指導力の向上を図り、職務に対する自覚を深めるため、総合教育センター（仮称）の研修を含め研修内容の精選と充実を図る。

(ア) 管理職研修の中で、組織経営能力を高めるための研修内容の充実を図る。

(イ) 民間企業等への派遣研修を充実する。

(ウ) 小・中・高等学校間の教育の接続を促進する研修を実施する。

高校教育改革に対応した教職員配置

生徒の多様な学習希望や進路希望に対応するため、改革の趣旨に沿って全県的視野から適切な教職員配置を行う。

ア 学校の活力と教職員の意欲を高めるため、計画的に人事異動を行う。

イ 中・高等学校間の人事交流を拡大する。

(2) 施設・設備の充実

新たな学校づくりに対応した施設・設備の充実は、高校教育改革の推進において極めて重要である。

高校再編・学科再編計画を踏まえ、校舎改築を含めた施設・設備の計画的整備を行う。

情報ネットワークの整備など、情報化時代に対応した教育環境の整備を行う。

地域住民等への学校開放を前提とした整備を進める。

(3) 学校評価システムの導入

学校の教育目標や教育活動の内容・方法，教育効果，学校の管理運営などについて，学校が自らの責任において総合的に評価する「学校評価システム」を，平成14年度から実践研究に着手し，平成16年度より導入する。

< 学校評価システムの例 >

ア 評価の対象

主要な教育活動（教科指導，生徒指導，進路指導，学校行事，部活動等）

イ 評価の形態

- ・ 内部評価（教職員，生徒等の内部関係者の評価）
- ・ 外部評価（保護者や地域の住民などの外部からの評価）

ウ 評価の公表

保護者および地域に対して公表する。

(4) 障害のある生徒への対応

高校においては，障害のある生徒に対して次のような配慮や支援等を行うものとする。

今後とも，障害に応じた入学者選抜における配慮や施設の整備を推進する。

障害児教育諸学校との連携による教育相談をはじめ，教育活動全般での支援体制づくりを行う。

障害のある生徒と障害児教育に関する理解と認識を深めるための研修を

行う。

高校と障害児教育諸学校との交流活動を充実する。

(5) 国への要望

少人数学級編制を可能とする定数改善

施設設備の整備を促進するための財政支援

推進計画の具体化に向けた取り組み

(1) 高校教育改革の推進組織

「高校教育改革推進本部（本部長：教育長）」とその下部組織である「改革推進委員会」を置き、高校教育改革を推進する。

民間有識者等からなる「入学者選抜制度改善検討委員会」を継続設置し、よりよい入学者選抜制度について審議する。

高校教育改革の円滑な実施に向けて、教育委員会事務局の組織体制や権限について見直しを行う。

(2) 高校教育改革の進捗管理

高校教育改革に関するホームページを引き続き開設し、改革の進捗状況などを県民に情報提供するとともに、併せて「高校改革提言ボックス」を設け、県民からインターネット等を通じ意見をいただく。

(3) 高校教育改革に連動した「教育委員会行政システム改革」の推進

教育委員会と学校の関係を見直し、より学校を支援することができるよう教育委員会のシステム改革を行う。

ア 生徒・学校の視点から事務事業を見直し、厳しく精選する。

イ 事務事業の精選や事業委託などを通じ、事務局組織・人員のスリム化と予算の効率的執行を図るとともに、これらの人員・予算等を学校に重点配分する。

ウ 事務局主催の会議・研修等を削減し、学校の負担軽減をする。

併せて、学校においても会議等の精選に向けた取り組みを行う。

エ 若手教職員の事務局への積極的な配置など、学校・教育委員会を通じた計画的人事による人材育成を行う。

オ 全ての課等がホームページを設け、学校はもとより生徒・保護者や県民に対して所管事業等について積極的な情報提供を行う。